

剪定枝の資源回収

1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における位置づけ

(1) 晴丘センターに持ち込まれる剪定枝の資源化（P 35）

- ・ 晴丘センターに直接持ち込まれる事業系の燃えるごみが、平成30年度から令和元年度に2.3 t/日（前年度比164%増）の急増
- ・ 民間のリサイクル事業者で受け入れられていた剪定枝などが受け入れできなくなり、燃えるごみとして搬入されるようになったことが大きな要因と考えられる。
- ・ 剪定枝の再資源化について、令和6年度から資源化ルートと費用を調査し、実現の可能性を検討して、令和8年度より実証実験を開始する。

目標 増加分2.3 t/日 ⇒ 0.6 t/日を資源化
(増加分の1/4)

(2) 目標達成のための基本方針と基本施策（P 39）

No.4	剪定枝の回収の推進									
実施計画	年度									
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	← 調査・研究 →	← 実証実験 →	← 判断 →							
資源化ルートと費用を調査し、実現可能性を検討										

2 一般廃棄物の処理

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。
- ・ 市町村の区域を越えて処理を行う場合は、同法において「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つように努めなければならない」とされている。

⇒ 自身の区域内での処理を原則とし、区域を超えて（他の市町村で）処理を行う場合は、相手方との協議による「調和」が必要

3 剪定枝の搬入状況（資料3-2）

(1) 剪定枝の搬入先

一般廃棄物として市内で発生した剪定枝等は、晴丘センターに持ち込まれるほか、協議を踏まえ、市及び造園業者は春日井市の民間リサイクル事業者に、シルバー人材センターは瀬戸市の民間リサイクル事業者に搬入する。

搬入先	搬入する者	種類
晴丘センター	一般家庭、公共施設、シルバー人材センター、造園業者	剪定枝、落ち葉など 木くず、板くずなど
春日井市の 民間リサイクル事業者	公共施設、造園業者	木、竹 ※落ち葉等は不可

瀬戸市の 民間リサイクル事業者	シルバー人材センター	晴丘センターに持込み不可となる木など
--------------------	------------	--------------------

(2) 晴丘センターへの組合市搬入量（窓口把握分）

組合市（瀬戸市、尾張旭市、長久手市）の搬入量を比較すると、尾張旭市の搬入量が圧倒的に多い。

※ 搬入時に内容が剪定枝と判別した場合のみ。その他のごみと同時に搬入した場合や、燃えるごみで排出した剪定枝等は含まれない。

(3) 搬入先の比較

晴丘センターへの搬入が圧倒的に多い。

(4) 搬入する者の比較

造園業者の搬入が多い。

4 他市事例（瀬戸市）

令和 5 年 6 月から、家庭から出る剪定枝等の資源回収を行っている。

品目	剪定枝（木材・木製品を除く）、竹、草（落ち葉含む）	
回収方法	予約回収	・指定した場所への回収 ・収集日：6月～11月・週1回
	拠点回収	・場所：瀬戸市クリーンセンター ・受付：月～金の9：00～14：45
中間処理	事業者：(株)山田林業（岐阜県多治見市甘原町字北ノ洞92-1） 処理方法：粉碎（チップ化・堆肥化）	

5 尾張旭市での資源化の検討

(1) (株)山田林業での資源化

所在地	岐阜県多治見市甘原町字北ノ洞92-1 (株)山田林業リサイクルプラント 尾張旭市役所から 20.5 km、車で約 45 分
処理対象	葉、草、竹を含む木に関するもの全て ※全て対象としているのは近隣では(株)山田林業のみ。
処理方法	選別→粉碎→チップ化
リサイクル方法	薪、紙パルプ、バイオマス燃料、堆肥等により 100%資源化

(2) 検討の方向性

- ① 市や造園業者等の持ち込み
⇒ 造園業者等へ働きかけ、多治見市に協議を行う。
- ② 家庭から出る剪定枝等を資源回収
⇒ 関係部署と連携し、回収方法の検討を進める。
調整ができたものから試行する。